

(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン 検討のための基礎資料

1. 国の文化政策の動向	1
(1)文化芸術基本法	1
(2)文化芸術推進基本計画.....	1
(3)障害者による文化芸術活動の推進に関する法律.....	3
(4)文化財保護法	3
(5)文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)	4
(6)博物館法	4
(7)教育基本法	5
2. 東京都の文化政策の動向	6
3. 文化芸術をめぐる社会経済動向の変化	6
(1)全国的な動向	6
(2)調布市総合計画における「まちづくりの潮流と課題」.....	7
4. 調布市の現状(既存資料より)	8
(1)将来人口	8
(2)外国人人口	9
(3)市民の意識	9
(4)障害者の文化芸術活動.....	11
(5)グリーンホールの今後について	12
(6)市内文化資源の分布.....	13
(7)多摩地域及び近隣4市との文化をめぐる環境比較.....	17

1. 国の文化政策の動向

(1) 文化芸術基本法

平成 29 年（2017 年）、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正された。

【ポイント】

- ・文化芸術を単体で振興するのではなく、他の行政分野と連携して総合的に推進するものとされた。
- ・文化財や芸術文化だけでなく、各種の生活文化を含むものへと振興の対象が大幅に拡大した。
- ・地方自治体において文化芸術の推進計画を構築し、推進していくことが強く推奨された。

文化芸術単体の振興から他分野と連携の上での総合的な推進へ

—観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関分野における施策が文化行政の範囲内に

芸術・文化中心の振興施策から幅広い分野の文化の振興へ

—生活文化が「振興の対象」と明確に定義された

—生活文化の例示に「食文化」が入った

—「芸術祭」が振興対象に明記された

▶ 今まで直接的な助成の対象でなかった書道、華道、茶道、食文化その他の伝統的な生活文化団体が国の支援の対象に（伝統芸能の枠内で「組踊り」も記載された）。

▶ 食文化はこれまで農水省所管だったが文化庁でも助成・支援の対象に

▶ 伝統的な生活文化、食文化も、無形文化財として保護の対象に

▶ 全国各地でこの 20 年間増え続けているアート・フェスやフェアも支援対象に。あわせて海外展開も支援。

▶ 博物館全体、芸術教育の所管が文部科学省から移った

※博物館法の上位法となったことに対応し、「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」も振興の対象に追加されている。学校における芸術教育が文部科学省から移管されたことに対応し基本理念が変更されている。

各自治体での文化芸術推進計画の立案が「努力義務」へ

—国の基本計画に基づき、各自治体が計画を作ることが強く推奨されている（通達も出ている）

—各地域で「文化芸術プラットフォーム」を作り、地域一丸で文化芸術を推進することが推奨されている。

▶ 文化部局と他の部局との連携が必要

▶ 自治体財団を地域の文化芸術諸団体や地域振興の団体などの連携の核にしていくことが必要

(2) 文化芸術推進基本計画

文化芸術基本法に規定された基本的な計画。2018 年に第 1 期、2023 年に第 2 期計画が策定された。

【第 1 期ポイント】

- ・これまでの文化行政の対象を文化芸術の「本質的価値」と位置づけ、新たな基本法のもとでは、「本質的価値」だけでなく、文化芸術がもたらす「社会的・経済的価値」をも併せて推進するとした。
- ・「社会的・経済的価値」の推進においては、他省庁との連携を基本とした。

文化芸術推進基本計画（第 1 期）

■文化芸術の 2 つの価値

①本質的価値

▶ 豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成

▶ 文化的な伝統を尊重する心を育成

②社会的・経済的価値

- ▶ 他者と共感し合う心、人間相互の理解を促進
- ▶ 質の高い経済活動を実現
- ▶ 人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献
- ▶ 文化の多様性を維持、世界平和の礎

■今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性(2018～2022年度)

<本質的価値の推進>

- 戦略1：文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 戦略5：多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- 戦略6：地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

<社会的・経済的価値の推進>

- 戦略2：文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 戦略3：国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- 戦略4：多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

【第2期ポイント】

- ・「文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養する（本質的価値）とともに、人々の心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会（社会的・経済的価値）を形成する源泉」という基本法の考え方にに基づき、中長期目標を、第1期基本計画を引き継いで設定。

文化芸術推進基本計画（第2期）

■中長期目標

中長期目標1. 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

- 文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す（※主に本質的価値）。

中長期目標2. 創造的で活力ある社会の形成

- 文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す（※主に経済的価値）。

中長期目標3. 心豊かで多様性のある社会の形成

- あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す（※主に社会的価値）。

中長期目標4. 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

- 地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

■重点取組

1. ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進

- 従来施策に加え、（経済的）自立化、メディア芸術（＝映像産業）支援、アート市場支援等（経済面が多い）。

2. 文化資源の保存と活用の一層の促進

- 保存技術の振興（文化財の匠プロジェクト）、有形・無形の文化財、地域の伝統行事、近代建築保存など。

3. 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成

- 学校での芸術教育の充実、日本の伝統文化の子供たちへの継承、文化部活動の地域との連携・移譲推進など。

4. 多様性を尊重した文化芸術の振興

- 性別・年齢・障害有無・国籍に関わらない共生社会の進展、財源の多様化など。

5. 文化芸術のグローバル展開の加速

- 日本博、ビジネス手法を取り入れた世界進出、気候変動などに対応した文化芸術など。

6. 文化芸術を通じた地方創生の推進

→美術館・博物館・劇場等の拠点整備、文化観光拠点・日本遺産による観光振興、食文化の振興、公共空間の開放など。

7. デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

→デジタル技術活用の推進、デジタル・アーカイブの推進など。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化庁と厚生労働省の共管で成立。翌 19 年、法の推進を行う基本計画が両省によって策定された。

【ポイント】

- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進させる。
- ・ 障害者の参画機会の拡大に加え、障害者の文化芸術の市場化促進の方向性が組み込まれている。
- ・ 地方自治体に対して地域における計画策定を努力義務としている（基本法に基づく地域の文化芸術推進計画の一部として策定することも可）。

■基本的な方針

視点 1 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

視点 2 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

視点 3 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

■施策の方向性

(1)鑑賞の機会の拡大

(7)文化芸術活動を通じた交流の促進

(2)創造の機会の拡大

(8)相談体制の整備等

(3)作品等の発表の機会の確保

(9)人材の育成等

(4)芸術上価値が高い作品等の評価等

(10)情報の収集等

(5)権利保護の推進

(11)関係者の連携協力

(6)芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

(4) 文化財保護法

1950年に成立、平成30年（2018年）に大きな改正が行われた。

【ポイント】

- ・ 平成 30 年の改正では、文化財の滅失や散逸等を防ぐための保護体制の強化と、文化財の観光などへの活用が強く打ち出された。
- ・ 令和 3 年の改正では、無形文化財及び無形の民俗文化財登録制度の新設、地方公共団体による文化財の登録制度の新設などが加えられた。

■平成 16（2004）年の改正

文化的景観を追加、地域で伝承されてきた技術を民俗文化財に追加など（景観保全は 1960 年代の地方の動きから）。

■平成 30（2018）年の改正

地域における文化財の総合的な保存・活用を進めるため、都道府県では文化財の保存・活用の総合的な大綱を、市町村は総合的計画を定められることとした。これに伴い地方自治体から登録文化財の提案ができるようになり、また文化財の現状変更の権限を一部文化庁から地方自治体に移譲。また併せて「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を一部改正、教育委員会から首長部局へ文化財行政を移管することを可能とした。

■平成 30（2018）年の改正

無形文化財の登録制度開始、地方公共団体による文化財登録制度を規定。

（5）文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）

令和 2（2020）年、文化庁と国土交通省との共管で制定された。

【ポイント】

- ・文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とする。

■法の概要

①拠点計画認定による支援

文化資源保存活用施設（博物館、美術館、社寺、城郭等）が、文化観光推進事業者（DMO、観光協会、旅行会社等）と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介をする「文化観光拠点施設」となって、地域の観光を推進する計画。国は、当該地区の自治体にヒアリングの上、認定。

②地域計画認定による支援

自治体が文化資源保存活用施設、文化観光推進事業者を協議会に組織化した上で地域の文化観光を総合的・一体的に推進する計画を策定し、認定を申請。

※上記①もしくは②の計画が認定されると、運送や文化財登録に関わる特例措置や JNTO の宣伝協力などが受けられる他、財政支援が受けられる。

※文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針

認定に関わる具体内容を示したもの。拠点計画については、展示内容・企画の改善手法、解説の改善方向や多言語化／デジタル化、交通アクセスの改善やキャッシュレス化・施設のバリアフリー化、ショップ・飲食施設の充実、ネットや SNS などによるプロモーション強化などが示されている。一方、地域計画については、同様の内容を地域全体に展開していく方向性が示されている。

（6）博物館法

博物館の所管が、美術館等を除き、文部科学省本省であったものが、文部科学省設置法変更に伴い、全体が外局である文化庁に移行したことなどを踏まえ、令和 4（2022）年に改正された。

【ポイント】

- ・社会教育法の下にあった博物館法を「文化芸術基本法に基づくこと」に定めた。
- ・他の博物館や地域の多様な主体との連携、地域の活力の向上への取組みを努力義務とした。
- ・博物館の登録制度について見直しを行った。

①社会教育法だけでなく、文化芸術基本法に基づくものに

→社会教育施設であるとともに、「文化芸術」施設に。

②デジタル・アーカイブ事業の追加

③努力義務の追加

他の博物等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務として追加。

→文化芸術基本法に則り総合的な文化芸術推進の拠点となること、具体的には、文化観光法で示された「文化資源保存活用施設」として、文化観光の拠点となることが努力の対象とされている。また、改正文化財保護法で示された地方自治体における総合的な文化財保存計画の立案・実施に必要な地域文化財の計画的な保

存・活用の促進を図る機関としての役割も期待されている。

④登録要件の緩和

従来は地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定されていたが、「経済的基礎と社会的信望」があれば、博物館として登録できるように。

→企業博物館／美術館など、民間の施設が、博物館法上の博物館になれるようになった。

(7) 教育基本法

平成 18 年に約 60 年ぶりに改正された。

【ポイント】

- ・「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明示した。
- ・平成 20 年の学習指導要領改訂により、中学校 1 年生及び 2 年生は保健体育の授業でダンスが必修になった（小学校では学習指導要領のこの改正前から、表現運動系の一部としてダンスが組み込まれていた）。

■法の概要（下線は新たに規定したのもの及び新設条文）

第 1 章 教育の目的・理念

(1) 教育の目的・理念を明示。

①文教育の目的として「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定。

②この教育の目的を実現するために今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定

【教育の目標の例】

- ・ 幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体
- ・ 能力の伸長、自主・自律の精神、職業との関連を重視
- ・ 正義と責任、自他の敬愛と協力、男女の平等、公共の精神
- ・ 生命や自然の尊重、環境の保全
- ・ 伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

(2) 「生涯学習の理念」「教育の機会均等」を規定

第 2 章 教育の実施に関する基本

教育を実施する際に基本となる事項として、これまでの教育基本法にも定められていた、「義務教育」、「学校教育」、「教員」、「社会教育」、「政治教育」、「宗教教育」に関する規定を見直すとともに、新たに「大学」、「私立学校」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について規定。

第 3 章 教育行政

教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定。

第 4 章 法令の制定

この法律の諸条項を実施するための必要な法令の制定について規定。

2. 東京都の文化政策の動向

令和4(2022)年3月に、「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」(計画期間：令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度))を策定した。

【ポイント】

- ・将来像および4つの戦略とも、文化・芸術の推進やアーティストの育成に加えて、「都民の生活が豊かになる」「人々のウェルビーイングに貢献する」など、教育や福祉、産業、観光など多様な分野への活用を目指すものとなっている。

■目指す2040年代の東京の姿(将来像)

- ▶ 都民の誰もが身近に芸術文化に触れることのできる環境が整い、アーティストが成長
- ▶ 楽しむ、発見する、育てる、創造する好循環が生み出されることで、アートシーンが拡大
- ▶ 芸術文化で東京が躍動し、都民の生活がより豊かになる

■将来像を実現するための4つの「戦略」

戦略1 誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する
～人々のウェルビーイングの実現に貢献する

戦略2 芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす
～人々をインスパイアする

戦略3 国内外のアートシーンを中心として、世界を魅了する創造性を生み出す
～芸術文化のハブ機能を強化する

戦略4 アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みをつくる
～持続性のある芸術文化エコシステムを構築する

3. 文化芸術をめぐる社会経済動向の変化

(1) 全国的な動向

「第2期文化芸術推進基本計画」では、文化芸術推進を検討していく上で重要な近年の社会経済動向として、新型コロナウイルス感染症の影響と、デジタル化・少子高齢化・国際的/地球規模の課題・我が国の文化芸術のグローバル展開が指摘されている。

「文化芸術推進基本計画(第2期)－価値創造と社会・経済の活性化－」 における社会経済変化の認識

新型コロナウイルス感染症の影響

- ・新型コロナの感染拡大により、文化芸術イベントは中止・延期・規模縮小、人々の行動自粛。
- ・文化芸術を専門的に支える個人や団体の文化芸術活動の減少、観光需要の減少、海外との文化交流の停滞、地域の祭礼等の中止、学校における子供の文化芸術活動の減少など極めて甚大な影響。
- ・改めて文化芸術の持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性とともに、今後

社会状況の変化

- ・デジタル化の急速な進展による表現形態の多様化、幅広い需要に応えられる創造空間の実現、NFTの活用など取引形態の多様化。
- ・急激な少子高齢化により、特に地方部での文化芸術の担い手が減少、鑑賞者など需要の減少・市場の縮小。
- ・国際的/地球規模の課題に対する文化芸術の貢献への認識の高まり。
- ・アジア発のコンテンツが興隆。我が国の文化芸術のグローバル展開が急務。

有事が生じた場合の迅速な対応の必要性等について再認識。	
-----------------------------	--

(2) 調布市総合計画における「まちづくりの潮流と課題」

「調布市総合計画」では、市の振興の前提となる現状の課題認識を以下のような「まちづくりの潮流と課題」として整理している。

各施策の推進・成果向上の視点として、「まちづくりの潮流と課題」を踏まえた4つの視点、「デジタル技術の活用」「共創のまちづくり」「脱炭素社会の実現」「フェーズフリー」を設定している。

調布市総合計画 基本構想第1章第3節「まちづくりの潮流と課題」 (抄)

1 人口構造の変化

- ・少子高齢化に伴う人口減少と地域経済縮小を克服するため、子育てや高齢者が生きがいをもてる環境づくりを進めるとともに、まちの活力やにぎわいの維持・購入のため、通勤・通学・買い物・観光等の交流人口・関係人口を拡大する。

2 これまでのまちづくりの成果を一層の利便性向上、にぎわいにつなげ、魅力あふれる豊かなまち調布を実現

- ・大きな節目となる調布駅前広場や鉄道敷地の整備完了を見据えたまちづくりの実施。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー

- ・東京2020大会のレガシーを「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」の下、継承・発展させる。

4 新型コロナウイルス感染症対策・市民生活支援・地域経済対策

- ・国や都と連動しながら、引き続き、感染症の拡大防止と社会・経済活動の維持・再活性化の両立を図る。

5 防災・減災のまちづくり

- ・まちの防災機能向上のための道路整備、耐震化促進、共助の取組推進に加え、市が日常的に提供している公共サービスの施設や設備を非常時にも利活用できるフェーズフリーの考え方に基づく取組を進める。

6 ゼロカーボンシティ調布の実現

- ・行政が率先してカーボンニュートラルへの取組を進めるとともに、市民や事業者の活動を促進するための仕組みを整える。そのための自然と調和したまちづくりを進める。

7 市民サービス・行政・地域社会のデジタル化の推進

- ・国や都からだされたデジタル化に関する方針を踏まえ、デジタルデバインド対策に配慮を行いつつ、デジタル化に積極的に取り組む。

8 共創のまちづくり

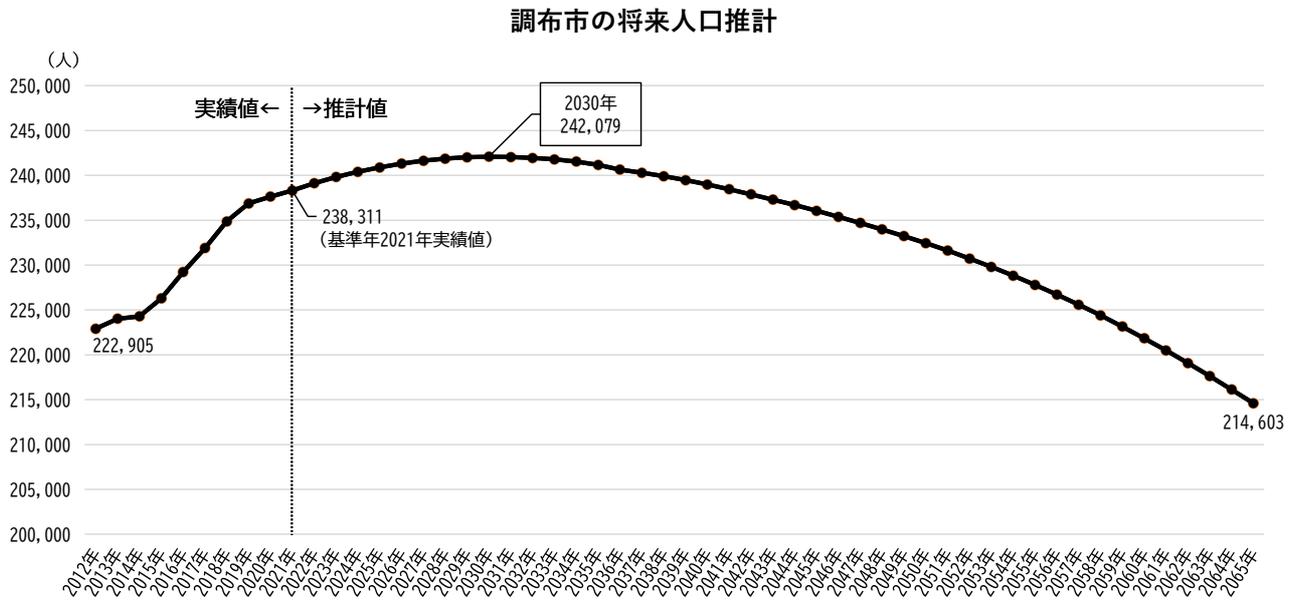
- ・様々な分野で活躍する市民や市内の団体との協働を発展させ、調布市の地域課題を解決し、SDGsに掲げられた各目標の達成を共に進めていく。

4. 調布市の現状（既存資料より）

（1）将来人口

①将来人口推計

- ・ 調布市の将来人口は緩やかに増加を続け、2030年にピークを迎える。
- ・ 2031年から減少しはじめ、基準年の2021年より23,708人減少。



※令和3（2021）年までは実績値（住民基本台帳人口（外国人を含む。）（各年10月1日現在））
「調布市の将来人口推計」（令和4年3月、調布市）より作成

②将来人口構成

- ・ 0～14歳人口の割合は微減傾向で推移、2065年には基準年の12.5%から10.4%に減少。
- ・ 15～64歳人口の割合は2023年から減少、2065年には基準年の65.9%から52.7%まで減少。
- ・ 65歳以上人口の割合は増加傾向で推移、2065年には基準年の21.6%から36.9%まで増加。

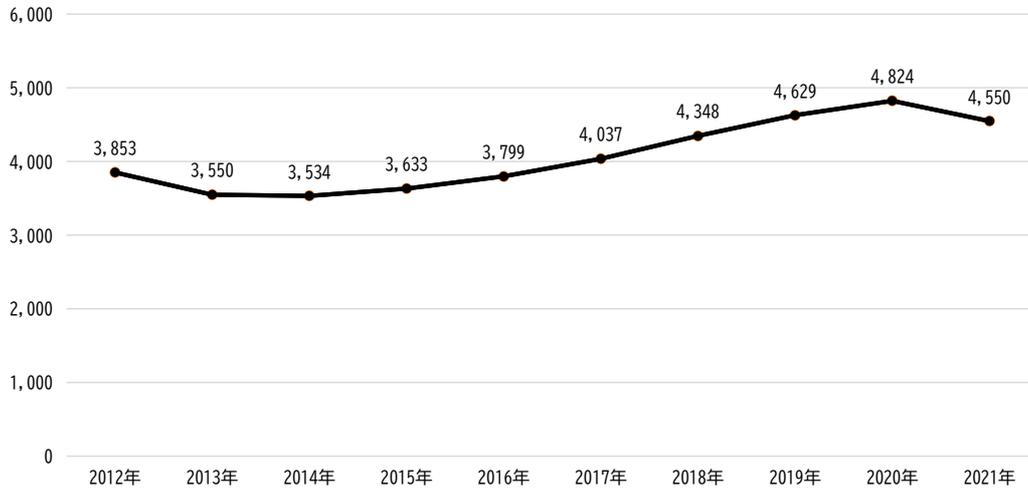


※令和3（2021）年までは実績値（住民基本台帳人口（外国人を含む。）（各年10月1日現在））
「調布市の将来人口推計」（令和4年3月、調布市）より作成

(2) 外国人人口

- ・2014年以降2020年まで外国人人口は増加、2021年に減少（新型コロナウイルスの影響と考えられる）。
- ・2021年、最も多い国籍は中国、朝鮮・韓国、フィリピン、米国の順。

調布市の外国人人口の推移



「調布市の将来人口推計」（令和4年3月、調布市）より作成

外国人の国籍別人口（2021年）

国籍	中国	朝鮮・韓国	フィリピン	米国	その他
人数	1,594人	1,025人	320人	164人	1,447人

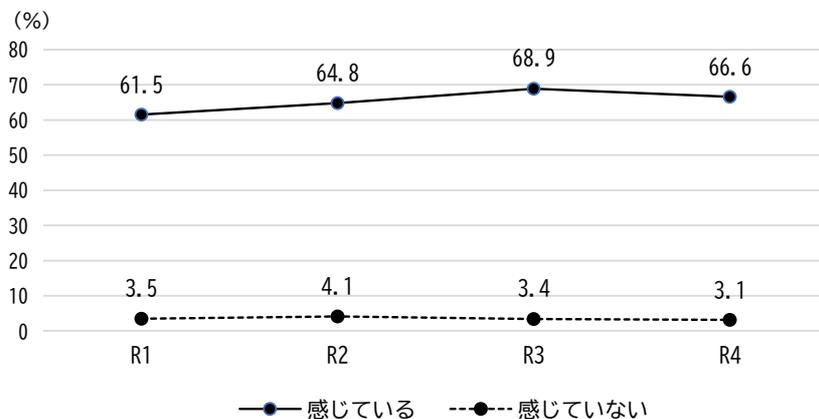
「調布市の将来人口推計」（令和4年3月、調布市）より作成

(3) 市民の意識

① まちへの親しみや愛着

- ・調布のまちに親しみや愛着を感じている割合は6割台で推移、令和3年以降は65%を超える。
- ・親しみや愛着を感じていない割合は各年5%以下。

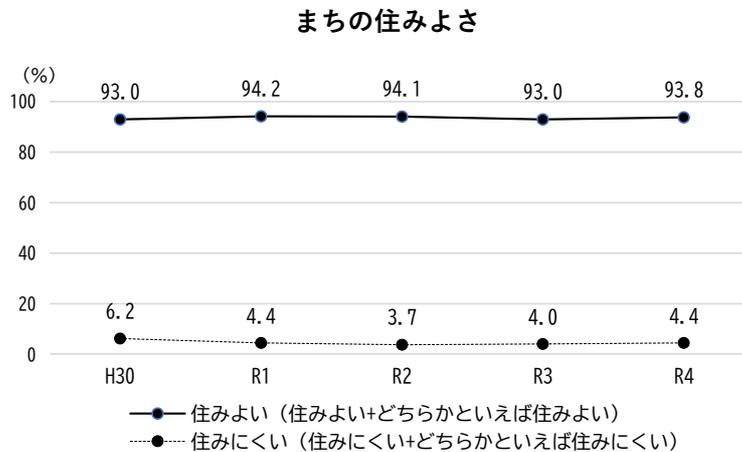
調布のまちに親しみや愛着を感じているか



令和元年度版～令和4年度版「調布市民意識調査報告書」（調布市）より作成

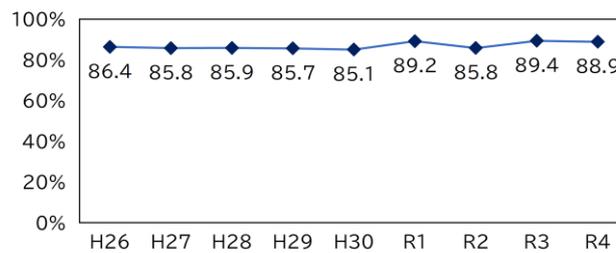
②住環境

- ・調布市が「住みよい」という回答は9割台半ばで推移、「住みにくい」は1割に満たない。
- ・調布市に住み続けたい（「住み続けるつもりでいる」+「事情が許せば住み続けたい」）は8割台後半と高い割合で推移。



平成30年度版～令和4年度版「調布市民意識調査報告書」（調布市）より作成

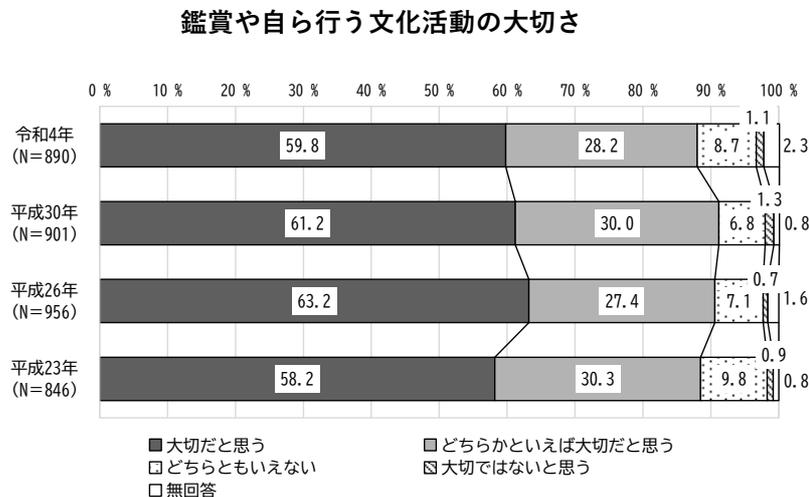
今後の定住意向（「住み続けるつもりでいる」+「事情が許せば住み続けたい」）



令和4年度版「調布市民意識調査報告書」（調布市）より

③鑑賞や自ら行う文化活動の大切さ

- ・鑑賞や自ら行う文化芸術活動について、各年とも6割前後が「大切だと思う」、3割前後が「どちらかといえば大切だと思う」と回答。10年間で大きな変化はみられない。



平成23年～令和4年「市民意識調査」（公益財団法人 調布市文化・コミュニティ振興財団）より作成

④文化芸術に関わる市の取組の満足度

- ・文化芸術に関わる市の取組に対する満足度は、令和2年までは増加で推移、いずれの取組も75～80%程度が満足と回答。
- ・令和3年に満足度が低下（コロナにより取組自体が制限されたためと考えられる）。
- ・令和4年は引き続き低下傾向にある取組と回復傾向にある取組がほぼ半数ずつ。

市の取組に対する満足度

	項目	H29	H30	R1	R2	R3	過去 平均値※1	R4	増減※2 (ポイント)
基本目標3	共生社会の充実・パラハートちょうふの取組	-	-	-	-	69.4%	69.4%	71.1%	1.7
基本目標4	図書館	69.1%	73.0%	77.9%	80.4%	79.6%	76.0%	80.7%	4.7
	公民館			74.8%	75.4%	74.3%	73.3%	74.4%	1.1
	たづくりを中心とした生涯学習	63.9%	69.4%	77.3%	77.6%	78.0%	73.2%	77.4%	4.2
基本目標6	深大寺地域などの観光振興	69.5%	75.9%	80.8%	81.4%	80.9%	77.7%	81.3%	3.6
	調布花火（映画のまち調布花火）	66.6%	71.2%	83.0%	81.5%	79.5%	76.4%	73.7%	-2.7
	「映画のまち調布（映画・映像を“つくる・楽しむ・学ぶ”まち）」を進める取組	64.0%	69.0%	75.6%	78.2%	78.6%	73.1%	76.6%	3.5
	グリーンホール・たづくり・せんがわ劇場などを中心とした芸術・文化活動	67.2%	71.7%	78.3%	79.4%	79.4%	75.2%	77.9%	2.7
	歴史・文化財の保存や継承	65.6%	70.8%	77.9%	80.4%	79.1%	74.8%	79.5%	4.7
まちづくりの基本理念を実現するために	平和・国際交流の取組	60.8%	63.3%	67.7%	74.7%	69.2%	67.1%	69.6%	2.5
行革プラン2019	市民参加と協働の取組	60.2%	62.3%	69.1%	75.0%	71.5%	67.6%	70.3%	2.7

※1 平成29年度～令和3年度の平均値

※2 令和4年度の実績値から過去5年間の平均値を引いた値

令和4年度版「調布市民意識調査報告書」（調布市）より作成

（４）障害者の文化芸術活動

①文化芸術活動の機会

- ・生活の中の活動機会は、障害の種別にかかわらず、「美術・音楽などの文化芸術活動の機会」が「十分ではない」あるいは「ない」が上位を占める。
- ・特に障害児保護者は、その約75%が文化芸術活動の機会が不足していると感じている。

図表_生活の中の活動機会の有無（%）

<「機会はあるが、十分ではない」と「機会がない」の合計割合>

		1位	2位
障害者 (18歳以上)	身体障害 (64歳以下) (N=213)	美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (53.5)	ウ、エ以外の趣味や習いごと (52.6)
	身体障害 (65歳以上) (N=237)	友人・知人との交流 (39.7)	美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (38.8)
	知的障害 (N=182)	美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (54.9)	スポーツ・運動をする機会 (53.8)
	精神障害 (N=177)	スポーツ・運動をする機会 (63.3)	美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (59.8)
	難病 (N=172)	美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (47.7)	スポーツ・運動をする機会 (45.9)
障害児保護者 (N=130)	美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (74.6)	友人・知人との交流 (71.6)	

令和4年度「調布市民福祉ニーズ調査報告書」（調布市）より

②市の障害児福祉施策（サービス）において重要な取組

- ・調布市の障害者福祉施策（サービス）をより充実していくために特に重要と考える取組の中で、「趣味や余暇活動・スポーツ活動などの支援や場所の整備」は、障害児保護者が4割弱、精神障害が3割弱、知的障害が2割台半ば。

「趣味や余暇活動・スポーツ活動などの支援や場所の整備」を重要取組と回答した割合

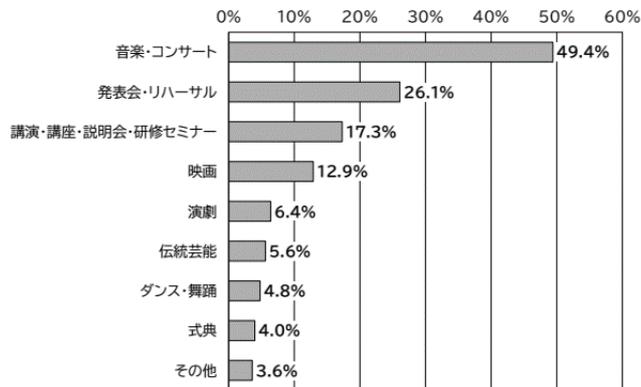
回答者		割合	順位
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下）	19.2%	11位/15項目
	身体障害（65歳以上）	15.6%	9位/15項目
	知的障害	26.9%	9位/15項目
	精神障害	28.8%	7位/15項目
	難病	14.5%	11位/15項目
障害児保護者		39.2%	8位/15項目

令和4年度「調布市民福祉ニーズ調査報告書」（調布市）より

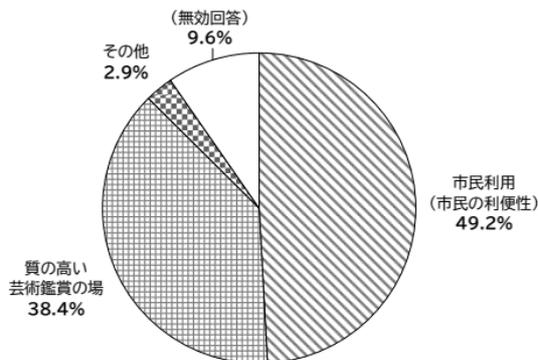
(5) グリーンホールの今後について

- ・利用目的は約5割が「音楽・コンサート」、次いで「発表会・リハーサル」。
- ・重要だと思ふ機能は約5割が「市民利用」、次いで「質の高い芸術鑑賞の場」。
- ・施設整備で優先度が高い取組の1番目は「調布駅前広場と調和し、まちの魅力を高める（シンボルとなる）施設」、次いで「調布駅前広場に接したアクセスの良い現在の立地」。

《利用目的》



《重要だと思ふ機能》



《施設整備で優先的に取り組むべきもの》

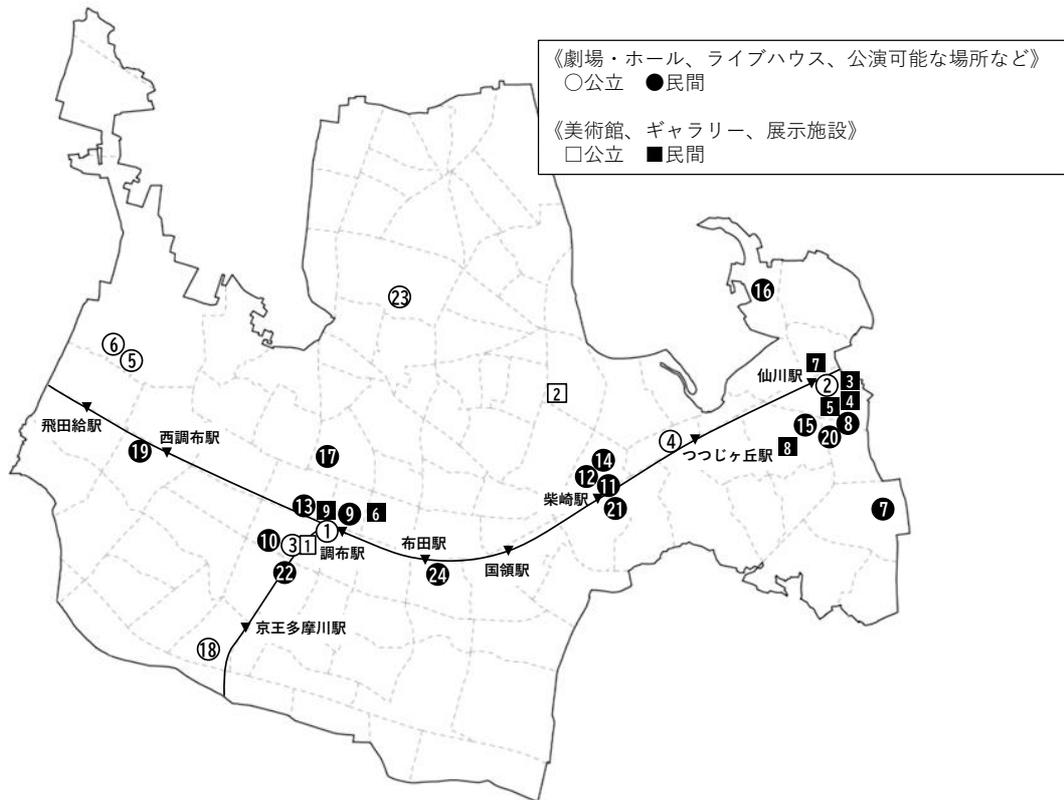
施設整備で取り組むべきこと優先度1番目 上位5項目		構成比
調布駅前広場と調和し、まちの魅力を高める（シンボルとなる）施設		34.3%
調布駅前広場に接したアクセスの良い現在の立地		17.8%
風水害時の避難所や帰宅困難者対策など災害時の利用		13.4%
大ホールの音響や舞台装置の充実		9.6%
民間施設との複合化によるにぎわいの創出		9.1%

施設整備で取り組むべきこと優先度2番目 上位5項目		構成比
調布駅前広場に接したアクセスの良い現在の立地		18.0%
利便性の高い設備（トイレ、授乳スペース、ホワイエスペース）		13.1%
風水害時の避難所や帰宅困難者対策など災害時の利用		12.1%
民間施設との複合化によるにぎわいの創出		11.4%
調布駅前広場と調和し、まちの魅力を高める（シンボルとなる）施設		11.2%

施設整備で取り組むべきこと優先度3番目 上位5項目		構成比
風水害時の避難所や帰宅困難者対策など災害時の利用		27.5%
利便性の高い設備（トイレ、授乳スペース、ホワイエスペース）		14.3%
民間施設との複合化によるにぎわいの創出		10.3%
舞台鑑賞環境の充実（席配置、快適さ）		9.5%
調布駅前広場と調和し、まちの魅力を高める（シンボルとなる）施設		8.1%

(6) 市内文化資源の分布

① 市内の主な文化施設



劇場・ホール、ライブハウス、公演可能な場所など

- ① 調布市グリーンホール（大ホール・小ホール）
- ② 調布市せんがわ劇場
- ③ 調布市文化会館たづくり くすのきホール
- ④ 調布市立つつじヶ丘児童館ホール
- ⑤ 味の素スタジアム
- ⑥ 武蔵野の森総合スポーツプラザ メインアリーナ
- ⑦ 奏音の小箱（かのんのこぼこ）
- ⑧ 仙川 プティレコード プティスタジオ
- ⑨ スタジオかわぐち スタジオ B
- ⑩ GINZ
- ⑪ The noon
- ⑫ MISS YOU
- ⑬ 調布 Cross
- ⑭ mod
- ⑮ 桐朋学園 宗次ホール
- ⑯ 白百合女子大学 講堂
- ⑰ 電気通信大学 アフラックホール UEC
- ⑱ 東京オーヴァル京王閣
- ⑲ アンクル
- ⑳ KICK BACK CAFÉ
- ㉑ さくらんぼ
- ㉒ フーズバー猫村
- ㉓ 深大寺 本堂
- ㉔ 調布南キリスト教会

美術館、ギャラリー、展示施設

- ① 調布市文化会館たづくり 1階展示室・9階リトルギャラリー
- ② 北部公民館の展示室 北の杜ギャラリー
- ③ ツオモリリ文庫
- ④ プラザギャラリー
- ⑤ 東京アートミュージアム
- ⑥ ギャラリー&カフェ みるめ
- ⑦ ギャラリー蔵
- ⑧ niwa-coya（ニワコヤ）
- ⑨ 調布パルコ（5F 催事場・3F 特設会場）

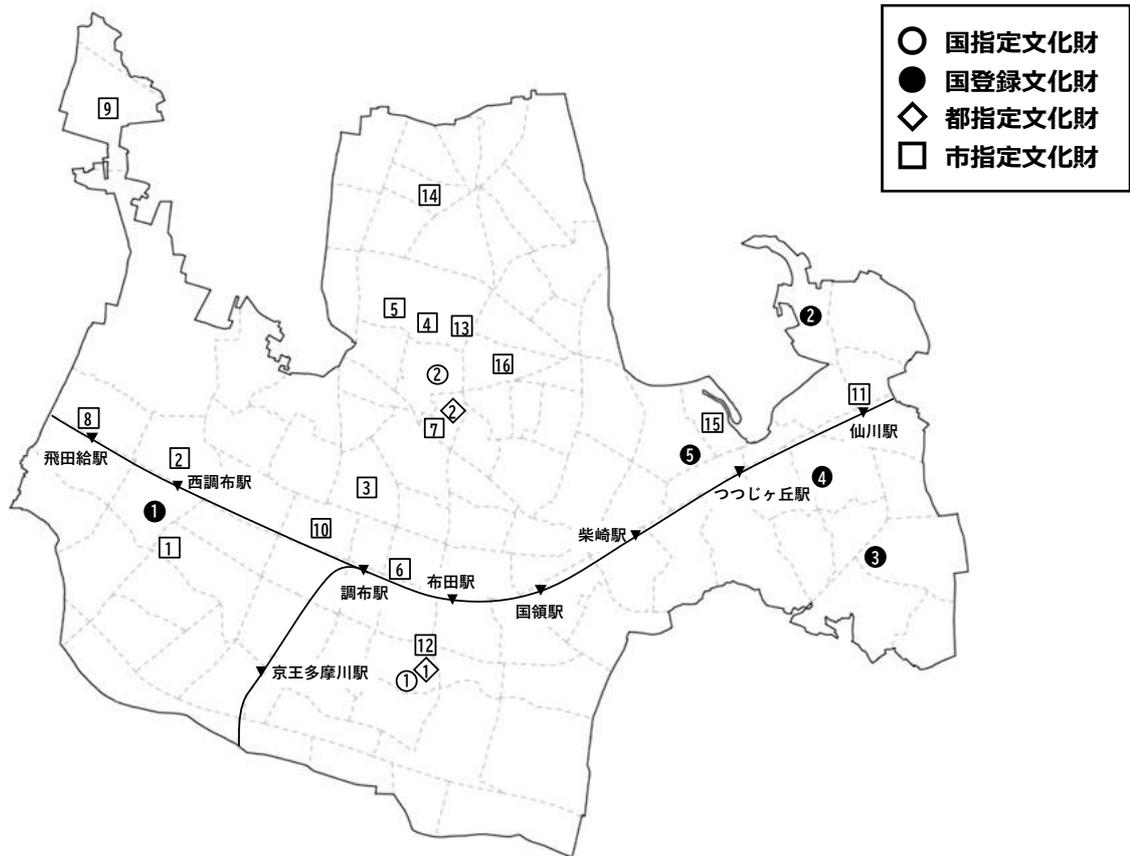
劇場・ホール、ライブハウス、公演可能な場所など

	名称	種別	所有	所在地
①	調布市グリーンホール	劇場・ホール	調布市	小島町 2-47-1
②	調布市せんがわ劇場	劇場・ホール	調布市	仙川町 1-21-5
③	調布市文化会館たづくり	劇場・ホール	調布市	小島町 2-33-1
④	調布市立つつじヶ丘児童館ホール	劇場・ホール	調布市	西つつじヶ丘 3-19-1
⑤	味の素スタジアム	スタジアム	東京都	西町 376-3
⑥	武蔵野の森総合スポーツプラザ メインアリーナ	アリーナ	東京都	西町 290-11
⑦	奏音の小箱（かのんのこぼこ）	スタジオ	民間	入間町 1-36-71-1F
⑧	仙川 プティレコード プティスタジオ	スタジオ	民間	仙川町 1-24-68 B1F
⑨	スタジオかわぐち スタジオ B	スタジオ	民間	布田 1-29-2 B1F
⑩	GINZ	ライブハウス	民間	小島町 2-25-8 B1F
⑪	The noon	ライブハウス	民間	菊野台 1-21-13 B1F
⑫	MISS YOU	ライブハウス	民間	菊野台 1-20-2 B1F
⑬	調布 Cross	ライブハウス	民間	小島町 1-35-3 B1F
⑭	mod	ライブハウス	民間	菊野台 1-27-19
⑮	桐朋学園 宗次ホール	劇場・ホール	民間	若葉町 1-41-1
⑯	白百合女子大学 講堂	劇場・ホール	民間	緑ヶ丘 1-25
⑰	電気通信大学 アフラックホール UEC	劇場・ホール	民間	調布ヶ丘 1-5
⑱	東京オーヴァル京王閣	競輪王	民間	多摩川 4-31-1
⑲	アングル	ライブハウス	民間	上石原 2-10-24
⑳	KICK BACK CAFÉ	ライブハウス	民間	若葉町 2-11-1 1F
㉑	さくらんぼ	ジャズバー	民間	菊野台 2-22-3 2F
㉒	フーズバー猫村	ジャズバー	民間	小島町 3-68-1 1F
㉓	深大寺 本堂	寺院	民間	深大寺元町 5-15-1
㉔	調布南キリスト教会	教会	民間	国領町 5-15-31

美術館、ギャラリー、展示施設

	名称	種別	所有	所在地
①	調布市文化会館たづくり 1階展示室・9階リトルギャラリー	ギャラリー	調布市	小島町 2-33-1
②	北部公民館の展示室 北の杜ギャラリー	ギャラリー	調布市	柴崎 2-5-18
③	ツオモリリ文庫	ギャラリー	民間	仙川町 1-25-4
④	プラザギャラリー	ギャラリー	民間	仙川町 1-25-2
⑤	東京アートミュージアム	美術館	民間	仙川町 1-25-1
⑥	ギャラリー&カフェ みるめ	ギャラリー	民間	布田 2-32-8
⑦	ギャラリー蔵	ギャラリー	民間	仙川町 3-9-15
⑧	niwa-coya (ニワコヤ)	ギャラリー	民間	若葉町 1-28-28
⑨	調布パルコ (5F 催事場、3F 特設会場)	展示施設	民間	小島町 1-38-1

②市内の主な文化財



国指定文化財

- ① 下布田遺跡
- ② 深大寺城跡

国登録文化財

- ① 真木家住宅洋館／日本館
- ② 白百合女子大学めぐみ荘
- ③ 新井家住宅主屋／内蔵／外蔵／旧蚕室／中門及び堀
- ④ 旧武者小路実篤邸主屋
- ⑤ 旧佐橋家住宅主屋／門

都指定文化財

- ◇ 狐塚古墳（下布田6号墳）
- ◇ 佐須の禅寺丸古木

市指定文化財

- ① 上石原若宮八幡神社本殿
- ② 西光寺仁王門
- ③ 布多天神社本殿
- ④ 深大寺山門
- ⑤ 深大寺深沙大王堂内宮殿
- ⑥ 蓮慶寺本堂
- ⑦ 虎狛神社本殿／石鳥居
- ⑧ 飛田給薬師堂境内行人塚
- ⑨ 近藤勇生家跡
- ⑩ 小島一里塚跡
- ⑪ 仙川一里塚跡
- ⑫ シロハナヤブツバキ
- ⑬ 青渭神社のケヤキ
- ⑭ 山野の禅寺丸古木
- ⑮ 金子のイチヨウ
- ⑯ 絵堂のヒイラギ

大区分	小区分	番号	名称	所在地
国指定文化財	国指定史跡	①	下布田遺跡	布田6-31~34・45
	国指定史跡	②	深大寺城跡	深大寺元町2-13・19~24・26・35・36
国登録文化財	国登録有形文化財(建造物)	❶	真木家住宅洋館／日本館	上石原2-48-21
	国登録有形文化財(建造物)	❷	白百合女子大学めぐみ荘	緑ヶ丘1-25-1 白百合女子大学
	国登録有形文化財(建造物)	❸	新井家住宅主屋／内蔵／外蔵／旧蚕室／中門及び塀	入間町1
	国登録有形文化財(建造物)	❹	旧武者小路実篤邸主屋	若葉町1-23-20他 実篤公園
	国登録有形文化財(建造物)	❺	旧佐橋家住宅主屋／門	西つつじヶ丘1
都指定文化財	都指定史跡	①	狐塚古墳(下布田6号墳)	布田6-53-1~4
	都指定天然記念物	②	佐須の禪寺丸古木	佐須町1 個人蔵
市指定文化財	市指定有形文化財(建造物)	①	上石原若宮八幡神社本殿	下石原3-5-1 若宮八幡神社
	市指定有形文化財(建造物)	②	西光寺仁王門	上石原1-28-3 西光寺
	市指定有形文化財(建造物)	③	布多天神社本殿	調布ヶ丘1-8-1 布多天神社
	市指定有形文化財(建造物)	④	深大寺山門	深大寺元町5-15-1 深大寺
	市指定有形文化財(建造物)	⑤	深大寺深沙大王堂内宮殿	深大寺元町5-15-1 深大寺
	市指定有形文化財(建造物)	⑥	蓮慶寺本堂	布田2-34-3 蓮慶寺
	市指定有形文化財(建造物)	⑦	虎狛神社本殿／石鳥居	佐須町1-14-3 虎狛神社
	市指定天然記念物(植物)	⑧	飛田給薬師堂境内行人塚	飛田給1-25 薬師堂
	市指定天然記念物(植物)	⑨	近藤勇生家跡	野水1-6-8
	市指定天然記念物(植物)	⑩	小島一里塚跡	小島町1-17-4
	市指定天然記念物(植物)	⑪	仙川一里塚跡	仙川町3-2-1
	市指定天然記念物(植物)	⑫	シロハナヤブツバキ	布田6-41-16
	市指定天然記念物(植物)	⑬	青渭神社のケヤキ	深大寺元町5-17-10 青渭神社
	市指定天然記念物(植物)	⑭	山野の禪寺丸古木	深大寺北町3 個人蔵
	市指定天然記念物(植物)	⑮	金子のイチョウ	西つつじヶ丘2 個人蔵
	市指定天然記念物(植物)	⑯	絵堂のヒイラギ	深大寺南町4 個人蔵

(7) 多摩地域及び近隣市との文化をめぐる環境比較

①市の歴史や特性

- ・調布市が位置する北多摩南部エリアは豊かな自然と、深大寺、大國魂神社、井の頭恩賜公園、江戸東京たてもの園など歴史的な観光スポットが多く存在する。都心へのアクセスがよく、住みやすい住宅地（宅地利用比率は6割を超えている）である一方、23区からの通勤・通学者が多摩地区内で最も多いエリアでもある。
- ・調布市は日活調布撮影所、角川大映スタジオという2つの大型撮影所があるほか、現在も数多くの映画・映像関連企業が集積、その映画資源を活用し「映画のまち調布」事業を推進している。また、調布市名誉市民である漫画家 水木しげるが住んでいたまちであり、「水木マンガの生まれた街 調布」として様々な取組を行っている。
- ・府中市は「武蔵国国府」が置かれ、「大國魂神社」の門前町、甲州街道の宿場町として古くから多摩地域の中心地として発展した歴史を持つ。
- ・武蔵野市、小金井市はアニメ制作会社が多く立地しており、アニメによる観光やまちおこしを進めている。また、三鷹の森ジブリ美術館を擁する三鷹市も美術館を中心としてアニメのフェスティバルを開催しており、2023年3月には小金井市を中心に三市に跨る大規模アニメイベント「アニメチ Re クリエイション」なども実施された。

調布市	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和30年4月1日に調布町と神代町が合併し誕生 ・地名は昔の税金である調で布を納めていたことに由来する ・武蔵野台地の南部の位置にあり、北に深大寺の森、南に多摩川など、豊かな自然に恵まれている ・産業は、映画・映像関係の撮影所(角川大映撮影所・日活撮影所)などが多く「映画のまち調布」をアピールしている。また、食品製造工場(キューピーなど)も ・漫画家 水木しげる氏は昭和34年から調布に居を構え、平成20年3月に名誉市民の称号が贈られた。NHK連続テレビ小説「ゲゲゲの女房」では調布が舞台となった。 ・大規模音楽イベントなども開催される東京都所有の味の素スタジアム、武蔵野の森総合スポーツプラザが立地
府中市	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和29年4月府中町と多磨村及び西府村の1町2村が合併し誕生 ・地名は「国府の中」に由来し、武蔵国を治めていた役所が置かれていた ・産業は行政機関、大企業(日本電気、東芝、サントリーなど)の研究開発所や工場等の大規模な施設が多い。府中インテリジェントパークができ、日本銀行を始めとする新たな企業起点となっている ・公営競技施設の東京競馬場、多摩川競艇場がある
三鷹市	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和25年11月3日に三鷹町から三鷹市となる ・地名は御三家の鷹場の村々が集まっていたこと、三つの領(世田谷・府中・野方)にまたがっていたことに由来する ・軍需工場の進出などによって人口が急増、大規模な公団住宅が建設され現在は住宅地が多くなっている ・太宰治や山本有三など多くの文化人が住む「文士の街」と知られ、文学の薫り高いまちとされている ・井の頭自然文化園(武蔵野市にもまたがる)、国立天文台などがある
武蔵野市	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和22年11月3日、武蔵野村から武蔵野市となる ・地名は武蔵野台地に在り、合併時の新自治体名が由来する ・三城(商業集積の吉祥寺圏、文化・行政の中央圏、文教施設と日赤病院の武蔵境圏)からなる ・学者や専門家がも多く住む ・タツノコプロや手塚プロダクションなどのアニメ制作会社など第三次産業が中心となっている

小金井市	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 33 年 10 月 1 日に小金井村から小金井市となる ・地名は黄金井(黄金に値する豊富な水が出ること)から由来する ・市内に大学、研究施設が設置され、住宅都市、文教都市としての性格が強いまちである ・企業が少ないベッドタウン型の市ではあるが、スタジオジブリをはじめとするアニメ制作会社が多く立地している ・小金井公園、武蔵野公園、野川公園の 3 つの都立公園を有する
-------------	--

②面積、人口の比較

- ・調布市は多摩地域 30 市町村の中で、面積は 11 番目に大きく、人口は八王子市、町田市、府中市に続いて 4 番目。2050 年の人口予測でもこの順位は変わらない。昼夜間人口比は、昼間の流出（通勤や通学で他都市に流出している）割合が多摩地域中 12 番目に多い。
- ・周辺 4 市との比較では、調布市は府中市に次いで面積も大きく、人口も多い。2020 年人口の年齢構成比は他市とほぼ同様の構成比である。
- ・2045 年の将来人口推計の傾向は近隣市いずれも同様で、子どもの割合が大幅に減少することはないものの、高齢化が進むことが予測されている。
- ・調布市の昼間人口は周辺市と比較して昼間の流出（通勤や通学で他都市に流出している）割合が多い。
- ・外国人人口は府中市に次いで多く、国籍も府中市と同様の傾向である。

項目	調布市	府中市	三鷹市	武蔵野市	小金井市
面積※1	21.58km ²	29.43km ²	16.42km ²	10.98km ²	11.30km ²
人口					
2020年人口※2	242,614	262,790	195,391	150,149	126,074
15歳未満	28,754 (11.9%)	32,986 (12.6%)	23,468 (12.0%)	17,232 (11.5%)	14,879 (11.8%)
15~64歳	153,175 (63.1%)	165,586 (63.0%)	123,039 (63.0%)	95,301 (63.5%)	80,498 (63.8%)
65歳以上	50,414 (20.8%)	56,764 (21.6%)	41,623 (21.3%)	31,725 (21.1%)	25,591 (20.3%)
不詳	10,271 (4.2%)	7,454 (2.8%)	7,261 (3.7%)	5,891 (3.9%)	5,106 (4.1%)
外国人人口※2	3,980	4,893	3,411	2,911	2,456
1位	中国 (1,580)	中国 (1,823)	中国 (1,236)	中国 (1,156)	中国 (1,069)
2位	韓国・朝鮮 (847)	韓国・朝鮮 (720)	韓国・朝鮮 (636)	韓国・朝鮮 (480)	韓国・朝鮮 (245)
3位	フィリピン (272)	フィリピン (491)	アメリカ (279)	アメリカ (202)	アメリカ (168)
4位	ベトナム (255)	ベトナム (299)	ベトナム (166)	ネパール (156)	ベトナム (155)
5位	アメリカ (166)	アメリカ (263)	フィリピン (165)	ベトナム (116)	フィリピン (122)
昼間人口※2	203,563 (昼夜間人口比 83.9)	249,043 (昼夜間人口比 94.8)	168,665 (昼夜間人口比 86.3)	165,318 (昼夜間人口比 110.1)	105,292 (昼夜間人口比 83.5)
2045年人口※3	233,665	255,272	193,837	138,105	122,267
15歳未満	25,846 (11.1%)	30,621 (12.0%)	21,323 (11.0%)	14,423 (10.5%)	15,540 (11.1%)
15~64歳	135,901 (58.2%)	144,825 (56.7%)	109,862 (56.7%)	80,138 (58.0%)	73,261 (59.9%)
65歳以上	71,918 (30.8%)	79,826 (31.3%)	62,652 (32.3%)	43,544 (31.5%)	35,466 (29.0%)

※1 国土地理院「令和 4 年全国都道府県市区町村別面積調（10 月 1 日時点）」より

※2 令和 2（2020）年国勢調査より

※3 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」より

③文化財、文化イベント、文化芸術関連の職業人口

- ・周辺 4 市を含めた 5 市の中で国指定・登録等文化財が最も多いのは三鷹市で、その多くは国立天文台の本部に保管されている。調布市は三鷹市に次いで多く、深大寺に保管されている文化財のほか、旧武者小路実篤邸主屋などが国指定となっている。小金井市は郷土芸能など無形文化財の指定件数が多い。
- ・主な文化イベントは、調布市はたづくり、グリーンホール、せんがわ劇場を中心に映画、音楽、演劇をテーマとしたフェスティバルやコンクール等が開催されていることに加え、深大寺での行事など多様なイベントが開催されている。武蔵野市は吉祥寺を舞台にした音楽やファッションイベント、三鷹市は三鷹の森ジブリ美術館を中心とした音楽やアニメイベントが開催されている。
- ・令和 2 年国勢調査の職業別人口をみると、調布市は多摩地域 30 市町村の中で文化芸術関係の職業に就いている人口が武蔵野市、八王子市、町田市に次いで多い。「音楽家、舞台芸術家」730 人、「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」1,660 人は周辺市の中で最も多く、「著述家、記者、編集者」880 人は武蔵野市に次いで多い。

項目	調布市	府中市	三鷹市	武蔵野市	小金井市
文化財	・国指定・登録等 13 件 ・都指定 4 件 ・市指定 59 件	・国指定・登録等 12 件 ・都指定 17 件 ・市指定・登録 44 件	・国指定・登録等 24 件 ・都指定 6 件 ・市指定・登録 44 件	・国指定・登録等 12 件 ・都指定 3 件 ・市指定 37 件	・国指定・登録等 6 件 ・都指定 7 件 ・市指定・登録 40 件
主な文化財	<p>◆ 深大寺【国指定/市指定】 日本三大だるま市の 1 つ「深大寺だるま市」で知られる。東日本最古(飛鳥時代後期の白鳳期)にして都内寺院唯一の国宝仏の銅像釈迦如来倚像(白鳳仏)や梵鐘などを保管。</p> <p>◆ 旧武者小路実篤邸主屋【国登録】 武者小路実篤が昭和 30 年から昭和 51 年に亡くなるまでの 20 年間を過ごした邸宅。建築家、山口芳春の設計で、戦後の和風住宅の好例を示す建物。</p> <p>◆ 史跡下布田遺跡【国史跡】 縄文文化から弥生文化へと移行する縄文時代晩期の重要な遺跡。「ふるさと調布への愛着を育む史跡公園」として開園することを目指し、令和 3 年に「史跡下布田遺跡整備計画」が策定された。</p>	<p>◆ 大國魂神社本殿【都指定】 都内屈指の古社。寛文 7 年徳川 4 代将軍家綱の命により再建したものが現存。九間社流造という特異かつ希少な形式で、1 棟ごとに 3 社を合わせ祭る相殿造。</p> <p>◆ 武蔵国府跡(国司館地区)【国指定】 国衙の跡地で、建物跡の一部が復元された見学施設。発掘調査により付近には建物の遺構や土器などが出土し、貴重な資料となっている。</p> <p>◆ 馬場大門のケヤキ並木【国指定】 康平 5 年源頼義・義家父子が奥州安倍一族の乱を鎮圧し、その帰途、けやきの苗 1,000 本を寄進したことに始まるといわれる馬場大門けやき並木。</p>	<p>◆ 国立天文台【国指定・登録】 世界最先端の観測施設を擁する国立天文台の本部。子午儀(レプソルド子午儀)は国指定の重要文化財。その他、大赤道儀室、旧図庫及び倉庫、門衛所など 9 件が有形文化財。開かれた研究施設としてキャンパス公開や定例イベントも実施。</p> <p>◆ 出山横穴墓群第 8 号墓保存公開施設【都指定】 平成 5 年に発掘調査された「出山横穴墓群 8 号墓」を現地保存し、常時公開している市内唯一の遺跡見学施設。</p> <p>◆ 井の頭池(神田上水源地)、井の頭池遺跡群【都指定】 井の頭池は江戸時代に神田上水の水源で、江戸城や下町に水を供給した。池周辺で、縄文時代の住居跡 60 軒以上、旧石器時代の遺物などが発見された。</p>	<p>◆ 濱家住宅西洋館【国登録】 1923 年に成蹊学園が輸入組立式規格住宅で教職員住宅建設を決定。1924 年に竣工し、日本におけるツーバイフォー工法の初期の住宅として、約 100 年にわたり住み継がれてきた建築物。</p> <p>◆ 旧東京市麻布区役所庁舎(日本獣医生命科学大学一号棟)【国登録】 1909 年に現在の港区に建設され、1937 年に現在地に移築。都内に現存する唯一の明治時代の役所の建造物。</p> <p>◆ 井の頭池遺跡群【都指定】 井の頭池周辺で発見された縄文時代の住居跡 60 軒以上、旧石器時代の遺物群。</p>	<p>◆ 旧中村研一郎主屋、茶室(花侵庵)【国登録】 昭和 34 年に竣工した洋画家中村研一の旧宅及び茶室。建築家、佐藤秀三の設計。「市立はげの森美術館」の庭園である美術の森緑地に建つ。</p> <p>◆ 小金井(サクラ)【国指定】 寛政 9 年 1797 に武蔵野八景の一つに選ばれ、江戸近郊の桜の名所となった。</p> <p>◆ 旧前川家住宅主屋、旧小出邸、旧三井家本邸【都有形】 都立「江戸東京たても園」内に移築された近代建築の貴重な建造物。旧前川家住宅主屋は建築家前川國男の自邸、旧小出邸は建築家堀口捨巳設計、旧三井家本邸は旧財閥三井の総領家第 11 代当主の邸宅。</p>
主な郷土芸能、伝統文化	・調布の祭ばやし(市指定)	・府中囃子(市指定) ・武蔵国府太鼓 ・武蔵府中の太鼓講の習俗(国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財)	・三鷹囃子(市指定) ・新川囃子(市指定) ・野崎八幡社薬師殿団子まき(市登録)	・むさしのばやし(市指定)	・江戸の糸あやつり人形(国指定)/糸あやつり(都指定) ・小金井囃子(市指定) ・貫井囃子(市指定) ・野謡(市指定) ・関野町餅つき(市指定)

項目	調布市	府中市	三鷹市	武蔵野市	小金井市
主な文化イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・映画のまち調布シネマフェスティバル ・調布国際音楽祭 ・せんがわ劇場演劇コンクール ・高校生フィルムコンテスト in 映画のまち調布 ・深大寺だるま市 	<ul style="list-style-type: none"> ・くらやみ祭 ・すもも祭 ・JAZZ in FUCHU ・よさこい in 府中 	<ul style="list-style-type: none"> ・三鷹の森フェスティバル ・三鷹の森アニメフェスタ ・三鷹連雀映画祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵境ジャズセッション ・吉祥寺音楽祭 ・吉祥寺コレクション (ファッションショー) ・月窓寺 吉祥寺新能 ・Musashino ごちそうフェスタ 	<ul style="list-style-type: none"> ・小金井阿波おどり

各自治体ホームページより作成

項目	調布市	府中市	三鷹市	武蔵野市	小金井市
音楽家、舞台芸術家	730	320	550	610	340
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	1,660	1,030	1,580	1,100	710
著述家、記者、編集者	880	390	670	890	530

令和2(2020)年国勢調査より

④公立文化施設

- ・多摩地域 30 市町村のうち、公立の劇場・ホールを有しているのは日の出町、檜原村、奥多摩町を除く 27 自治体、そのうち 3 施設以上を有しているのは、調布市、八王子市、武蔵野市の 3 自治体である。1500 席以上の大規模ホールは 2 自治体 2 施設、1000 席以上 1500 席未満のホールは 10 自治体 10 施設で、そのうちの 1 つが調布市である。なお、立川市には最大 3000 人超収容の民間施設、立川ステージガーデンが立地している。
- ・調布市及び周辺 4 市でみると、1000 席以上のホールは府中市の府中の森芸術劇場（どりーむホール 2027 席）、調布市のグリーンホール（大ホール 1301 人）、武蔵野市民文化会館（大ホール 1252 席）の 3 施設となっている。府中市と武蔵野市にはクラシック専用ホール、調布市と武蔵野市には演劇向けのホールがある。
- ・調布市を除く 4 市に公立の美術館がある（調布市には小規模ではあるが現代美術作品を扱う私立の美術館がある）。
- ・調布市は武者小路実篤記念館、三鷹市は山本有三記念館と、それぞれゆかりの作家の資料館を有している。

項目	調布市	府中市	三鷹市	武蔵野市	小金井市
劇場・ホール	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調布市文化会館たづくり ・くすのきホール (506 人/多目的/プロセニウム) ・むらさきホール (最大定員 270 人・150 席/多目的/平土間) ・映像シアター (104 人/映像が主目的) ・その他 (創作室×2、音楽室×4、リハーサル室、スタジオ、編集室、暗室、和室×2、茶室、調理実習室、大会議場、ギャラリー×2、会議室×5、学習室×5、研修室、) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 府中の森芸術劇場 ・どりーむホール (2,027 席/多目的/プロセニウム) ・ウィーンホール (522 席/クラシック専用/シューボックス) ・ふるさとホール (504 席/伝統芸能・演劇が主目的/プロセニウム) ・その他 (会議室×3、練習室×4、リハーサル室×3) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 三鷹市芸術文化センター ・風のホール (625 席/クラシック専用/シューボックス) ・星のホール (250 席・可動席/多目的/平土間) ・その他 (美術創作室×5、美術展示室×4、音楽練習室×4、会議室×3) ◆ 三鷹市公会堂 ・光のホール (719 席/多目的/プロセニウム) ・その他施設 (展示室兼会議室×3、多目的会議室、会議室× 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民文化会館 ・大ホール (1252 席/多目的/プロセニウム) ・小ホール (425 席/クラシック専用/シューボックス) ・その他 (展示室、会議室×2、和室×2、茶室、練習室×3) ◆ 武蔵野スイングホール ・イベントホール (180 席・可動席/多目的/平土間) ・その他 (会議室×3、レセプション会場×2) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小金井市民交流センター (宮地楽器ホール) ・大ホール (578 席/多目的/プロセニウム) ・小ホール (最大 150 席/多目的/平土間) ・その他 (市民ギャラリー、練習室×4、和室)

項目	調布市	府中市	三鷹市	武蔵野市	小金井市
	<p>◆ 調布市グリーンホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール（1,301人/多目的/プロセニウム） ・小ホール（300人/多目的/平土間） <p>◆ 調布市せんがわ劇場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール（定員121席・可動席/多目的/平土間） ・その他（リハーサル室） 		8)	<p>◆ 吉祥寺シアター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場（239名・可動席/多目的/平土間） ・その他（けいこ場） <p>◆ 武蔵野芸能劇場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小劇場（154席/伝統芸能・演劇/プロセニウム） ・その他（展示・講演会等向け小ホール（平土間）） 	
美術館・博物館	<p>◆ 調布市郷土博物館</p> <p>市内遺跡出土の土器や石器など考古資料、江戸時代の村絵図や古文書、郷土ゆかりの美術資料などを収蔵・展示</p> <p>◆ 武者小路実篤記念館</p> <p>武者小路実篤の遺品や資料の展示</p> <p>◆ 神代植物公園</p> <p>約4,800種類、10万本・株の植物が植えられ、園内のバラ園は国際的な賞も受賞</p>	<p>◆ 府中市美術館</p> <p>収蔵品：約2200点日本近代美術の流れや特質を展望できるコレクション</p> <p>◆ 府中市郷土の森博物館</p> <p>本館と、かつて市内にあった江戸時代から昭和初期の建物を移築・復元し8棟を展示</p>	<p>◆ 三鷹市美術ギャラリー</p> <p>太宰治展示室を含む</p> <p>◆ 三鷹の森ジブリ美術館（三鷹市立アニメーション美術館）</p> <p>スタジオジブリ関連の収蔵品を展示</p> <p>◆ 山本有三記念館</p> <p>山本有三ゆかりの遺品や資料の展示</p> <p>◆ 都立井の頭恩賜公園／井の頭自然文化園</p> <p>井の頭池を中心とした自然公園と動物園、北村西望彫刻館などが立地</p>	<p>◆ 武蔵野市立吉祥寺美術館</p> <p>収蔵品：約2500点野田九浦の日本画をはじめ、油彩、版画、写真など</p>	<p>◆ 小金井市立はげの森美術館</p> <p>収蔵品：1,000点以上中村研一による油彩画、素描、陶芸作品など</p> <p>◆ 江戸東京たてもの園（都立）</p> <p>復元建造物：30点 歴史的建造物を移築、復元・保存・展示</p>
市民の文化活動に利用されている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉センター2 ・公民館3 ・ふじみ交流プラザ ・ふれあいの家18 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会館 ・生涯学習センター ・文化センター11 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリー ・生涯学習センター ・コミュニティセンター7 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野プレイス ・コミュニティセンター20 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所16
大型スポーツ施設（プロスポーツ利用、コンサート等商業イベント利用施設）	<p>◆ 味の素スタジアム</p> <p>FC東京、東京ヴェルディホームスタジアム。その他ラグビー、コンサート等。サブのサッカー場（AGFフィールド）が付帯している</p> <p>◆ 武蔵野の森総合スポーツプラザ</p> <p>アマチュアのインドアスポーツ大会に加え、コンサートなどの文化イベントの開催も多い。</p>				

各自治体ホームページより作成

《参考》多摩地域の公立劇場・ホールの分布



自治体名	施設名	席数
調布市	調布市文化会館たづくり	506・270・220
	調布市グリーンホール	1,301・300
	調布市せんがわ劇場	121
八王子市	八王子市南大沢文化会館	500・270
	八王子市芸術文化会館	802・288
	J:COM ホール (八王子市民会館)	2,021
立川市	たましん RISURU ホール (立川市市民会館)	1,201・246
	※立川ステージガーデン (民間)	※3,018
武蔵野市	武蔵野市立武蔵野スイングホール	180
	武蔵野芸能劇場	156
	武蔵野市民文化会館	1,256・429
	武蔵野公会堂	350
	武蔵野スイングホール	180
	吉祥寺シアター	189
三鷹市	三鷹市芸術文化センター	625・250
	三鷹市公会堂	719
青梅市	S&D たまぐーセンター (文化交流センター)	271
府中市	府中の森芸術劇場	2,027・522・520
昭島市	FOSTER ホール (昭島市民会館)	1,139
町田市	町田市民ホール	862
	和光大学ボアリホール鶴川 (鶴川緑の交流館)	300
小金井市	小金井 宮地楽器ホール	578・150
小平市	ルネこだいら (小平市民文化会館)	1,229・555・150
日野市	ひの煉瓦ホール (市民会館)	1,104・208
	七生公会堂	296
東村山市	東村山市立中央公民館	457
国分寺市	国分寺市立いずみホール	370
国立市	くにたち市民芸術小ホール	472
福生市	福生市民会館	1,062・260
狛江市	エコルマホール (狛江市民ホール)	728
東大和市	東大和市民会館ハミングホール	714・300
清瀬市	清瀬けやきホール	508
東久留米市	まろにえホール (東久留米市立生涯学習センター)	500
武蔵村山市	さくらホール (武蔵村山市民会館)	1,032・258
多摩市	バルテノン多摩	1,154・269
稲城市	稲城市立iプラザ	410
羽村市	プリモホールゆとろぎ (羽村市生涯学習センター)	854・252
あきる野市	秋川キララホール	702
西東京	タクトホームこもれび GRAFARE ホール (保谷こもれびホール)	662・250
	J:COM コール田無 (コール田無)	182
瑞穂町	瑞穂ビューパーク・スカイホール	1,008・300